

NISA

少額投資非課税制度

2013年12月末で終了する現行の証券優遇税制に代わり、**2014年1月**より、投資収益が非課税となる新たな制度の導入が予定されています。

投資金額には上限がありますが、日本に住む20歳以上すべての人が利用することができる制度です。

	2013年1月1日～2013年12月31日	NISA (少額投資非課税制度) スタート 2014年1月1日～
	公募株式投資信託の普通分配金、売却益、償還益の税率は10.147%に軽減されています。	軽減税率は廃止になります。
公募株式投資信託・上場株式等の譲渡所得に係る税金	10.147% 所得税…7.147% 住民税…3%	20.315% 所得税…15.315% 住民税…5%
公募株式投資信託(普通分配金)・上場株式等(配当金)の配当所得に係る税金		

NISA (少額投資非課税制度) \6つのポイント

- 株式投資信託・上場株式**の譲渡所得・配当所得が非課税
- 対象は日本に住む**満20歳以上の者**
- 2014年から2023年まで、**毎年上限100万円**の非課税投資枠
- それぞれ投資をはじめた年から**最長5年間の非課税期間**
- 非課税投資枠は**最大500万円**
- 非課税口座の開設は**1人1口座**

※各年100万円の非課税口座の枠は、その年にしか使うことができません。
※他の口座との損益通算はできません。

「NISA (少額投資非課税制度)」の制度内容等ご不明な点については当行までお気軽にお問い合わせください。非課税口座のご利用は北都銀行でお願い致します。

CHECK!

NISA (少額投資非課税制度)に関するお問い合わせは、北都銀行窓口へ

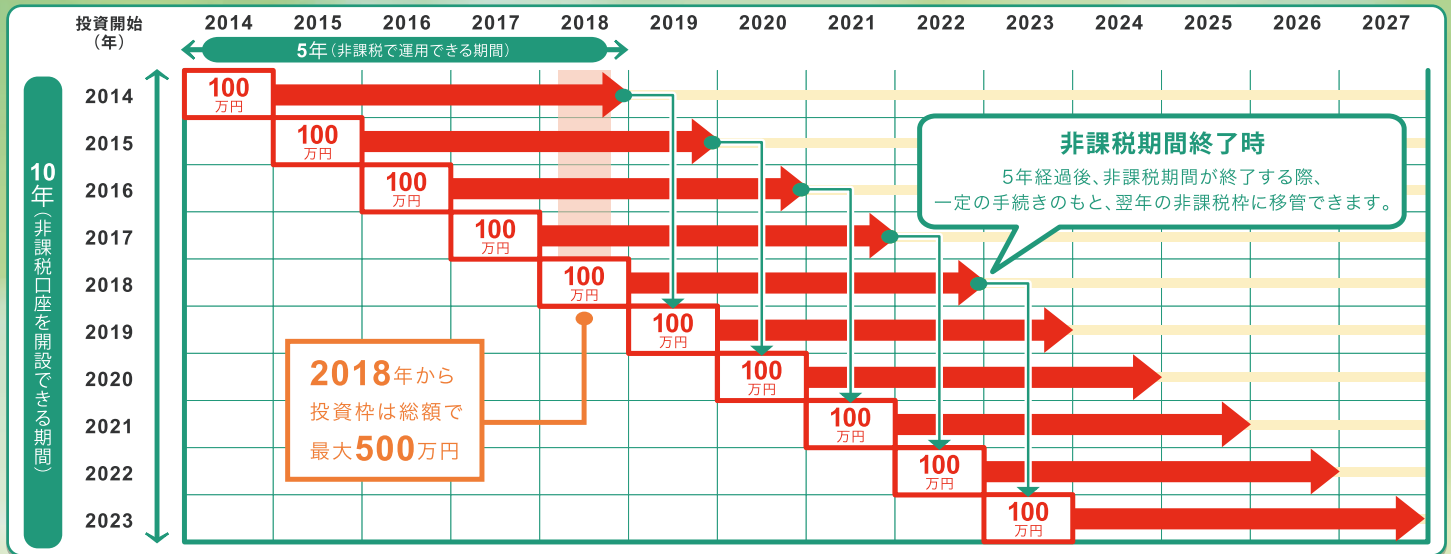
株式会社北都銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第10号 加入協会 日本証券業協会

 **北都銀行**

 A MEMBER of FIDEA GROUP

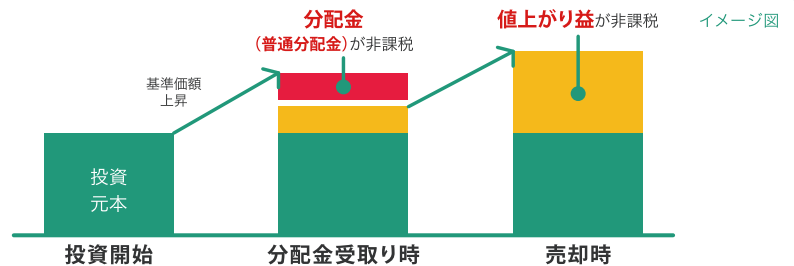
制度概要

NISA(少額投資非課税制度)は、2014年から**毎年上限100万円の非課税投資枠**を使った投資ができます。**非課税期間はそれぞれ5年目の年末まで**。
2014年からNISA(少額投資非課税制度)をはじめると、2018年には投資枠の利用額は**最大500万円**になります。
2014年にはじめた投資の非課税期間は2018年末で終わりますが、急いで資産を売却する必要はなく、特定口座・一般口座に移すことや、100万円を上限に2019年の非課税投資枠に移すことができます。



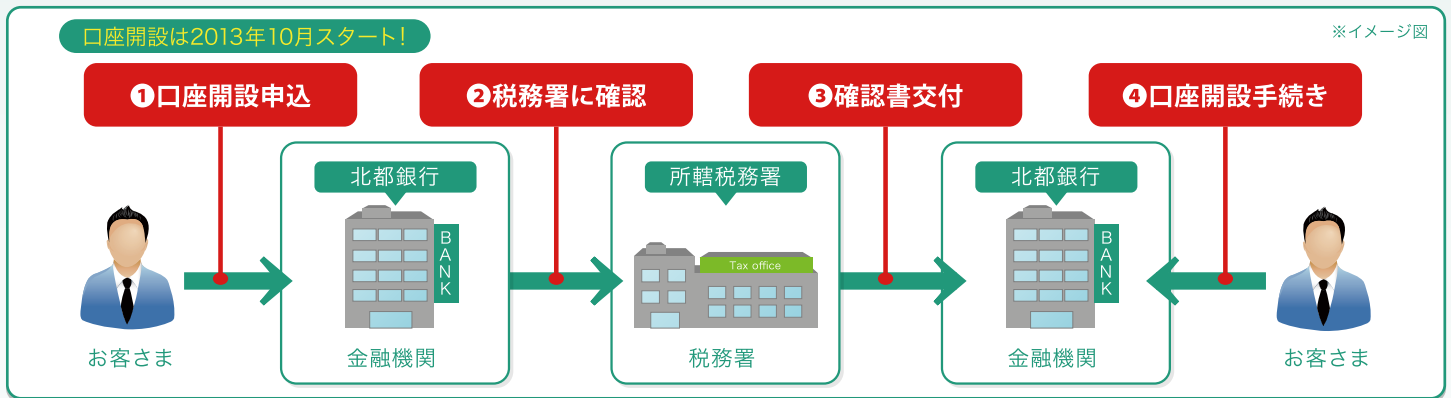
投資信託での非課税イメージ

NISA(少額投資非課税制度)では、**株式投資信託・上場株式**への投資による**譲渡所得、配当所得**が非課税になります。
投資信託でいえば、基準価額が上昇した分から払い出される「**分配金(普通分配金)**」と、売却したときの「**値上がり利益**」が非課税です。



口座開設の流れ

NISA(少額投資非課税制度)口座を開設できるのは、**1人1口座**だけです。そのため、口座が重複しないように申し込みを受けた金融機関は、他社で口座が開設されていないことを所轄税務署に確認する必要があります。そのため、口座開設には4つのステップがあります。



- 2013年1月24日公表の平成25年度税制改正大綱等信頼できる情報をもとに作成した資料であり、将来変更になる可能性があります。
- 当資料は北都銀行が「NISA(少額投資非課税制度)」について制度開始に先立って事前にお客さまへお伝えすることを目的として作成した資料です。

税務署への確認・口座開設は2013年10月スタート!

投資信託ご購入にあたってのご確認事項

【投資信託のリスク】

◎投資信託はその信託財産に組入れた株式、債券、REITなどの価格変動、金利変動、為替相場の変動、その発行者に係る信用状況の変化などを原因として、基準価額が下落する事により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。◎投資信託は商品ごとにリスクは異なりますので、商品ごとの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書」を十分お読みください。

【投資信託取引に係る諸費用】

◎投資信託の主な手数料は以下のとおりです。これらの手数料等の合計額については、お客さまが商品を保有される期間等に応じて異なりますので表示することができません。各商品の手数料等の詳細につきましては、商品ごとの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書」でご確認ください。(1)購入時:お申し込み手数料【基準価額に対し最大3.15%(税込)】がかかります。また、一部の商品は申込時に別途、信託財産留保額がかかります。投資する債券に課される税率の変動等により、変動する場合がありますため、事前に利率・計算方法を示すことができません。(2)運用期間中:信託報酬【信託財産の純資産総額に対し最大年率2.1%(税込)】が日々の信託財産から差し引かれるほか、監査報酬、組入有価証券の売買委託手数料・保管費用等の諸費用(運用状況等により変動するものであり、事前に利率・上限等を表示することができません)が差し引かれます。(3)換金時:信託財産留保額【換金時の基準価額に対し最大0.5%】がかかる商品があります。...

【その他の重要事項】

◎投資信託は預金ではありません。したがって元本の保証はされておりません。◎投資信託は預金保険の対象ではありません。◎当行でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。◎当行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社、信託財産の管理は信託銀行が行います。◎投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。